

2017年2月

まつ毛エクステーション（まつエク）施術と美容師法の適用について

産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用により、「まつ毛エクステーション」が美容師法第2条第1項に定める「美容」に該当することが明らかになりました。

本稿では、当該回答を踏まえて、関係事業者が留意すべき事項等について説明します。

1 「グレーゾーン解消制度」とは

グレーゾーン解消制度とは、事業者が、産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づいて、実施しようとする新事業活動またはこれに関連する事業活動に関する規制について、法令の規定の解釈または当該新事業活動もしくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無につき、確認を求めることができる制度のことを言います（制度の利用の手引き等については、経済産業省のホームページにおいて公開されています（[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/detail.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/detail.html)））。

事業所管大臣を経由して、規制所管大臣に対し、個別の事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができますので、新事業を行う場合のまさに法令の適用の「グレー」な部分について、白黒つけることができると言えるでしょう。

2 「まつ毛エクステーション」が美容師法第2条第1項に定める「美容」に該当することについて

平成29年2月8日付の経済産業省のニュースリリース（<http://www.meti.go.jp/press/2016/02/20170208004/20170208004.html>）によりますと、

- まつ毛エクステーション等のヘアーカット技術以外の美容技術に関する実践型のスクールの開講を予定

している事業者からの照会に基づいて、経済産業省と厚生労働省が検討を行った結果、

- 美容師法第2条第1項の「美容」とは、通常首から上の容姿を美しくすることと解していること、
- 「まつ毛エクステーション」は、美容師法第2条第1項に定める「美容」に該当すること
- 美容師免許を取得していない者がまつ毛エクステーション施術を一部であっても行うことは美容師法に違反すること

等を内容とする回答が行われたとのことです。

3 美容師免許を持たない者がまつエク施術を一部でも行った場合の罰則について

美容師法第6条は無免許営業を禁止しており、同条に違反した場合、30万円以下の罰金に処せられます（美容師法第18条第1号）。

また、同号は法人両罰の適用外とされていますので（美容師法第19条）、無免許営業により法人が処罰対象となることはありませんが、美容所の位置等の届出義務違反としての法人両罰の適用が考えられます（美容師法第19条・第18条第2号・第11条）

4 関係事業者が留意すべきことについて

今後、例えば、所有する家屋をまつエク事業者に賃貸している者や、テナントの一つにまつエク事業者が入店中のショッピングセンターや複合施設等の事業者としては、（定期借家ではない）建物賃貸借契約における更新拒否の正当事由として美容師法違反を主張できるのか、テナント契約の解除事由のどれかに該当し得るのか、そもそもテナントのまつエク事業者が美容師免許を保有していることを確認・調査すべきなのかといった問題を検討する必要が生ずるでしょう。

また、インターネットにおいて美容院やエステ店、まつエク店等の広告等を配信できる場を提供しているサイトがたくさんありますが、当該サイト運営者としては、現在および将来におけるまつエク店の配信取扱いや、サイトユーザーに対する情報発信について検討する必要があると言えます。

【監修者】パートナー 弁護士 生田 美弥子  
[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=SY020131105000000010](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020131105000000010)

【執筆者】弁護士 阿久津 匡美  
[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=SY020160909163200968](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020160909163200968)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>